

(3) 寝たきり高齢者等介護手当支給事業	
【担当部署】 福祉課介護支援係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・在宅生活をしている65歳以上で寝たきりまたは認知症の方、65歳未満の寝たきり重度心身障害者・寝たきり特定疾患患者の介護者に月額3万円を支給する ※1ヶ月につき、20日以上在宅で生活している場合のみ支給される ※入院、ショートステイ（短期入所）、施設に入所している期間は対象外	
【補助対象者】 在宅で次のいずれかに該当する方と同居し、常時介護をしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で寝たきりまたは認知症の方（要介護認定を受け、要介護度4または5に該当している方） ・65歳未満の寝たきり重度心身障害者（6ヶ月以上継続して寝たきりで身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定に該当する方） ・寝たきり特定疾患患者（6ヶ月以上継続して寝たきりで「特定疾患医療受給者証」・「特定疾患患者認定書」・「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」・「先天性血液凝固因子障害患者認定証」のいずれかの交付を受けている方） 	
【補助金額】 月額3万円	
【実施期間】 平成3年度～	
【申請に必要な手続き】 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・給付金の振込先がわかる預金通帳等 ・（寝たきり重度心身障害者のみ）身体障害者手帳または療育手帳 ・（寝たきり特定疾患患者のみ）特定疾患受給者証・特定疾患患者認定書・先天性血液凝固因子障害医療受給者証・先天性血液凝固因子障害患者認定証 	
【交付までの流れ】 ①認定申請⇒ ②認定審査⇒ ③交付決定⇒ ④指定口座へ振込（年2回）	
【備考】	